

令和 3 年 9 月定例

中標津町教育委員会議事録

※非公開に係る議案を除く

令和3年9月定例中標津町教育委員会

1 日 時 令和3年9月2日（木）13時28分～14時17分

2 場 所 中標津町役場301号会議室

3 出席者

教 育 長	山 田 康 司
委 員	義 盛 幸 規
委 員	助 口 明
委 員	南 むつ子
委 員	青 山 幸 子
教育部長	木 村 実
管理課長	舟 橋 利 明
総務係長	表 健 一
学校教育課長	吉 田 憲 史
指導室長	柴 田 達 也
生涯学習課長	山 宮 克 彦
学校給食センター長	吉 田 利 彦
農業高校事務長	吉 川 裕 二
書 記	黒 瀧 詩織里
書 記	森 井 彩 花

4 欠席者

教育指導監	粥 川 敏 宏
-------	---------

5 傍聴者 なし

6 議 題

議案第19号 令和3年度教育委員会所管一般会計補正予算について

議案第20号 令和2年度 中標津町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について

議案第21号 令和3年度 全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について

議案第 22 号 スポーツ文化遠征費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
について

議案第 23 号 中標津町立北海道中標津農業高等学校遠征費等補助金交付
要綱の一部を改正する要綱について

報告第 5 号 9 月定例会教育行政報告について

【開 会】

○山田教育長

改めまして、こんにちは。

定刻より若干早いですが、皆様お揃いですので、只今より 9 月定例教育委員会を開催いたします。

全員出席ですので、会議は成立します。

本日の署名委員は、義盛委員と青山委員です。よろしくお願いいたします。

本日の議題は、議案第 19 号令和 3 年度教育委員会所管一般会計補正予算について、議案第 20 号令和 2 年度中標津町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について、議案第 21 号令和 3 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について、議案第 22 号スポーツ文化遠征費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、議案第 23 号中標津町立北海道中標津農業高等学校遠征費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、報告第 5 号 9 月定例会教育行政報告についてとなっております。

本日の議案第 19 号は、町長の意見の申し出に関する事項です。中標津町教育委員会会議規則第 10 条第 1 項第 5 号の規定により、公開しないことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「はい」の発言あり)

それでは、議案第 19 号は公開しないこととします。

早速、議事に入ります。

【議 事】

議案第 19 号 令和 3 年度教育委員会所管一般会計補正予算について

非公開

議案第 20 号 令和 2 年度 中標津町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について

○山田教育長

続いて、議案第 20 号お願いします。

○管理課長

それでは議案第 20 号令和 2 年度中標津町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について、別冊によりご説明を申し上げます。

この報告書につきましては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第 26 条によりまして「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない。」とされていることから報告をするものでございます。

それでは、内容についてご説明をいたしますので、表紙の次のページをお開きください。はじめにとありまして、下段に外部評価委員の名簿を掲載してございます。今後のスケジュールとしては、教育委員の皆さまのご承認をいただいたのち、外部評価委員会において評価をいただきまして、その後、議会に提出させていただくことになります。

次のページをお開きください。目次でございまして、報告書では、教育委員会の会議開催状況、組織など、8 項目について報告をしているところでございます。

次のページ、1 ページを開いていただきまして、教育委員会の会議開催状況でございます。令和 2 年度は、定例会 6 回、臨時会 6 回を開催しまして、1 ページから次のページの 2 ページまで審議事項について審議をしたところでございます。

次に 3 ページは、教育委員会の組織でございます。教育委員会委員の名簿では、4 月 1 日現在と 10 月 1 日に山田教育長が再任されまして、10 月 22 日には南委員と青山委員が再任されましたので、それぞれ記載をしてございます。

次に、4 ページになります。教育委員会分掌配置、5 ページから 8 ページは、それぞれの事務分掌を掲載してございます。

次に、9 ページになります。9 ページは学校等設置状況でございまして、令和 2 年 4 月現在では、小学校 3 校、中学校 2 校、義務教育学校 1 校、高等

学校1校、幼稚園1園となっております。

次に、10ページになります。10ページには、在籍児童・生徒数及び学級数、教職員数を掲載しています。

次に11ページには、教育費の執行状況でございます。令和2年度は、21億9,150万4千円の予算現額に対しまして、支出済額18億6,305万1,508円の執行をしまして執行率は85.0%、翌年度繰越が2億8,536万円となり、歳出総額に占める教育費の割合は10.6%となっているところでございます。

なお、学校職員の人件費等につきましては、県費負担職員として、北海道が費用負担しているため、この中には含まれていないところでございます。また、教育委員会事務局職員の給与につきましても、町の職員費で執行されていることから、同じようにここには含まれていないということになってございます。

次に、12ページから28ページまでは教育行政方針、29ページから44ページまでは、議会の定例会において報告している教育行政報告を掲載してございます。委員の皆様には、既にお示ししているものでございますので、内容の説明については省略をさせていただきます。

次に、45ページをお開き願います。教育行政施策評価でございます。第6期中標津町総合発展計画に基づく事務事業評価の結果を掲載してございます。評価区分についてはAの計画どおり、Bの概ね計画どおり、Cの計画内容を下回る、Dの計画内容を大幅に下回る、の4段階で自己評価しています。

評価の対象となる事業は、46ページから48ページにあります、第6期中標津町総合発展計画に基づいて実施した事務事業となっております。時間の関係もでございますので、事務事業ごとの説明は省略させていただきますが、令和2年度の事務事業で評価したものの内容につきましては件数が59件、そのうちA評価が42件、全体の71.2%、B評価が9件、全体の15.2%、C評価が5件、全体の8.5%、D評価が3件、全体の5.1%となっております。

令和2年度の評価につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、計画内容を下回る事業がありまして、昨年度と比較しましてC評価、D評価の件数が8件程増えている状況となっております。

次に91ページからは、所管施設利用状況でございます。過去3年間の施設の利用状況をまとめたものでございます。

次に104ページからは、関係規定となっておりますので、後ほど参考にさせていただきたいと思っております。

報告書の説明につきましては以上でございますが、前段ご説明しましたとおり、今後は、外部評価委員会において評価をいただきまして、その後議会に提出させていただいたのちに、町のホームページ等で公開する予定となっているところでございます。

説明については、以上でございます。

○山田教育長

議案第 20 号について説明がありました。ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

○義盛委員

教育行政施策評価の件なんですけれども、これは教育委員会抜粋ということで、町全体の発展計画でこういうような評価の基準が定まっているわけですよ、A B C Dというのが。自己評価なので、A B C Dしかないわけですよ、評価基準は。

皆さん分かっていると思うんですけれども、1件1件のことについては本当に特に異論はないんですけれども、コロナ関係でDっていうのはどうしても納得がいかないんですよ。あの、評価不明というもので本来あるべきものを、評価が大幅に下回っているというのが、ちょっとこれは教育委員会だけじゃないですよ。町の基準であるものですよ。だから、なんかこう、別の基準で不明とか判断不能な価値基準は作れないものですかね、EとかFとかで。それでないと紛れ込むのが嫌なんですよ。前年がコロナの影響なしでDだったものと、今年コロナの影響でDだったものと、評価が同じ基準になるというのが、どうも馴染まないと思うんですよ。ほとんどDの3件なんかは、まあCもそうですけれども、コロナですよ。これが不当に評価される、これから外部のほうに行きますよね、外部の方は十分分かって下さると思いますけれども、正当な評価に反映されないのではないかとということが、僕としては懸念がある。これは教育委員会だけではなくて、中標津町の役場全体の活動の中でも、なんかこう、そういうものも提案できないですか。

○教育部長

町のほうの施策評価につきましては、担当係長さんが事務事業の評価をしていきます。継続していくべきか、縮小するべきか、拡大すべきか、というような細かい判断で評価をし、課長職がそれに伴って課題・方向性を見出し

ていく。最終的に部長職が、課長判断に対してそのまま進めていいよ、若干の修正を加えながら進めましょう、又は大幅な修正をしながら進めましょうというような評価になります。

コロナ禍であっても施策の趣旨、義盛委員が言うように、コロナの影響で止む無く実行できなかった部分のマイナス面については、それをもって今後どう対応していかなければいけないか、方向性については問題ありませんよ。やはり、コロナ禍であっても施策の内容として、どう修正が必要か判断をしながら、町のほうの施策についての会議というのは行っておりまして、今後外部評価にかけていきますけれども、教育委員会におきまして、元々法的に教育委員会独自でこの評価をしなければいけない、評価のポイントだとか、ランク付けの4段階っていうのは、法的にどうなのかっていうのは私もちょっとそこまでは確認しきれていないところがありますので、おっしゃるような、単純にこの4つの中で割り振りしなければいけないというものの見方ではなくて、施策自体として出来た出来ないといったところもありますけれども、本来どういう、こういう状態の中でも進めていくのか、コロナ禍であれば修正をしながら進めていく必要があるのか、というようなそういった視点で評価ができるかどうかについては、改めて法的に教育委員会はやらなければいけないというところの区分のくくり込みについては、もうちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○義盛委員

そう言われてみるとそうなんですよ。確かにおっしゃるとおりで、これからのことを考えていくのであればこれでいいというのもなるほどだと思います。努力が反映されない、努力を超えた部分についての評価まで紛れ込むというのが、なんとなく勿体ないなというのががあるものですから、でもコロナはそんなの関係なくやってくるわけですよ。その基準が正しいのかもしれないですね。

ちょっと、ここで評価が低くなって、外部に公表されるわけですよ。何か悔しいんですよ、なんとなく。やっているのに、正当に評価されないっていうのは仕方ないですか。

すみません。ちょっと気になったので確認しました。はい。

○山田教育長

貴重なご意見です。今後の参考にさせていただきます。

他にありませんか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○山田教育長

よろしいですか。それでは、議案第 20 号については可決されました。

議案第 21 号 令和 3 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について

○山田教育長

続いて、議案第 21 号お願いします。

○学校教育課長

議案第 21 号令和 3 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について、ご説明いたします。こちらの資料別紙になっておりまして、8 月 26 日付け 539 号の通知になりますけれども、こちらをご覧ください。

北海道教育委員会では、例年この「北海道版結果報告書」について、市町村教育委員会の同意を前提として、11 月又は 12 月を目処に公表をしているところですが、それについて道教委からの通知となっております。2 ページが意向確認の同意書となっております。

昨年度はコロナの影響によりまして、調査自体の実施が見送られておりますけれども、今年は 5 月 27 日に実施しておりまして、3 ページ、それから 4 ページが、当町の平均正答率の推移となっております。

小学校、国語算数、中学校、国語数学の 4 教科の実施となりまして、平均正答率だけでみますと前回に比べ小学校算数以外は全国平均との差が縮まっている状況にありますけれども、具体的な分析についてはこれから行われる予定となっております。

公表の内容ですけれども、5 ページ、6 ページが前回平成 31 年度の内容となっております。学校名を明らかにしたのではなく市町村ごとの結果について、調査結果概要を小中それぞれ 1 ページにまとめたかたちになります。

この公表につきまして、例年同様、中標津町教育委員会としても同意したく、教育委員会にお諮りするものでございます。

説明は、以上となります。

○山田教育長

議案第 21 号について説明がありました。ご意見ご質問等ございますか。

○義盛委員

去年はなくて、一昨年でしたよね。この掲載について、北海道教育委員会

からの要請の仕方、何か変化はありましたか。前回と全く一緒でしょうか。

○学校教育課長

内容については、特に変更はございません。

○義盛委員

それでしたら構わないのですが、一応変更になったときだけ、ちょっと気を付けて見ていただきたいのと、僕最近トレンド知らないんですけども、他の市町村はどういう傾向がみられるのでしょうか。ほとんど同意されていると思うんですけども。

○学校教育課長

具体的にその同意していない市町村の数まで、今手元に資料はないんですけども、学校単位での公表ではありませんので、同意がほとんどだと思います。

○義盛委員

そういうのって、調べる術って一般のものでありますか。

○学校教育課長

全市町村のデータが出ますので、何市町村出ていないのかっていうところでの確認かなと思います。

○義盛委員

わかりました。ありがとうございます。

○山田教育長

他にありませんか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○山田教育長

よろしいですか。それでは、議案第 21 号については可決されました。

議案第 22 号 スポーツ文化遠征費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

○山田教育長

続きまして、議案第 22 号お願いします。

○生涯学習課長

議案第 22 号スポーツ文化遠征費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、でございます。

別冊資料の 3 ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正理由につきましては、コロナ禍において主催者の判断により大会が延期、または中止となった場合に発生する宿泊費と交通費のキャンセル料の 2 分の 1 を補助するためのものでございます。

改正部分は 4 ケ所ございます。一つ目は、補助対象経費を定める第 5 条です。改正前は「新型コロナウイルス感染症対策経費とする。」としていたものを「新型コロナウイルス感染症による大会の延期または中止に伴い生じた交通費及び宿泊費のキャンセル料並びに」の部分を追加するとともに、対策経費の部分「抗原定量検査料とする。」と、より詳しい内容に改めるものです。

二つ目は補助基準を定める第 6 条第 6 項で、改正前は「全国大会規模への出場に限るものとし、抗原定量検査実費分とする。」としていたものを、第 1 号として「交通費及び宿泊費のキャンセル料については、主催者の判断により大会が延期または中止となったことに伴い発生した負担額を基準額とする。ただし、延期または中止となった時点において、交付決定を受けていること。」としました。改正前では「全国大会規模への出場に限るものとし、抗原定量検査経費実費分」としていたものに対し「大会への出場後に行なった。」を追加し、より詳しい内容としています。

三つ目は、補助金額を定める第 7 条です。改正前は、前条の規定において算出された交通費と宿泊費の 2 分の 1 を合算した額と、抗原定量検査の経費がある場合はその額を上乗せする、という内容でしたが、今回の改正では、第 1 号で改正前と同じ様に交通費と宿泊費の 2 分の 1 としてまして、第 2 号では補助を行うキャンセル料を基準額の 2 分の 1 と定めています。第 3 号では抗原定量検査の金額を定めているものです。

四つ目は、回数の制限を定める第 8 条です。改正前は、「1 団体につき当該年度 1 回」とされていたものを、改正後は第 1 号で述べ、第 2 号で新型コロ

ナウウイルス対策経費については1事業につき1回とする、と定めております。
なお、この要綱は、公布の日から施行する、としております。
私からの説明は以上となります。

○山田教育長

議案第22号について説明がありました。ご意見ご質問等ございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○山田教育長

よろしいですか。それでは、議案第22号については可決されました。

議案第 23 号 中標津町立北海道中標津農業高等学校遠征費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

○山田教育長

続いて、議案第 23 号をお願いします。

○農業高校事務長

議案第 23 号中標津町立北海道中標津農業高等学校遠征費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱につきましてご説明をさせていただきますが、ただ今ご承認いただきました、スポーツ文化遠征費補助金交付要綱と整合性を図るために、農業高校の補助金の交付要綱の一部を同じような内容で改正するものでございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。改正理由につきましても、全く同じでございます。

ただ一つだけ違いがございますのは、別冊でございますとおり、二つ見比べていただけると分かると思いますが、スポーツ文化遠征費補助金の第 5 条から始まっている部分に対しまして、農業高校分につきましては第 1 条ずつ繰り上がっている部分がございます。これにつきましては、スポーツ文化遠征費補助金の交付要綱の第 3 条の中で、補助申請者という部分がございます。この第 1 号につきましては、個人の場合は補助対象者の保護者とする、第 2 号の中では団体の場合は団体の長とするという、農業高校の分については、この部分については必要ないということで、1 条ずつ繰り上がっているということになっておりますので、ご承知おきいただければと思います。

あと、最後 8 条でございます 1 団体につき当該年度 1 回という部分につきましても、あくまでも農業高校での補助要綱ですので、この 8 条につきましても不要な部分でございますので、この部分は本農業高校の要綱にはないということから、第 4 条から 6 条までの改正となつてございますので、ご承知おきいただければと思います。

簡単ではございますが、以上で遠征費補助金関係の説明を終わらせていただきます。

○山田教育長

議案第 23 号について説明がありました。ご意見ご質問等ございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○山田教育長

よろしいですか。それでは、議案第 23 号については可決されました。

◎報告第5号 9月定例会教育行政報告について

○山田教育長

続いて報告事項に入ります。報告第5号お願いします。

○管理課長

報告第5号、9月定例会教育行政報告についてご報告申し上げます。別冊になります。教育行政報告といたしまして、3点ご報告いたします。

表紙をめくっていただきまして、1点目「各種大会等の出場結果について」でございまして、部活動・少年団活動につきましては、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染状況等を踏まえまして、児童生徒の安全・安心を第一に、各種大会に参加をしているところでございまして、今年度につきましては、中学校の柔道大会で1件、ピアノの北日本道東地区大会で小学校で1件、中学校で1件、農業高校では、校内意見発表大会と校内技術競技大会の2件の報告となっているところでございます。

次に、2点目のスポーツ合宿の誘致についてでございます。町と「体育・スポーツ振興に関する協定」を締結している日本体育大学の陸上競技部男子駅伝ブロックによる合宿が、8月17日から8月29日まで昨年度に引き続き実施されておりました、選抜メンバー20名、指導者、スタッフ等5名が来町し、合宿を行ったところでございます。

また、実業団についても、カネボウ陸上競技部とスターツ陸上競技部が合宿を実施したという内容になってございます。

次に3点目、中標津農業高校生の海外研修についてでございます。12月に実施を予定しております2年生の見学旅行につきましては、昨年度よりハワイに切り替え「海外農業研修」として予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、海外への旅行は非常に高いリスクが伴うと考えられることから、行き先を中国四国方面とした国内見学旅行に切り替え、実施を予定しているという内容になってございます。

以上3点について、9月定例会の教育委員会行政報告とさせていただきます。説明につきましては以上でございます。

○山田教育長

報告第5号について説明がありました。ご意見ご質問等ございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○山田教育長

よろしいですか。それでは、報告第5号については承認されました。

以上で、議事は終了しましたので、事務局から連絡・報告等ありましたら、お願いします。

○生涯学習課長

補足でよろしいですか。教育行政報告の補足としてご説明いたします。

今年度の日本体育大学連携協定推進事業につきましては、ただ今の教育行政報告にもありましたように男子駅伝部の合宿のほか、本来ならラグビー部の合宿と、小学生の整列と行進の指導と、三つの事業を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染状況により、ラグビー部の合宿は中止となり、代わりに8月5日から7日にかけて、日体大OBによるラグビー教室を開催予定でしたが、これも中止となってしまいました。

また、9月3日に予定をしておりました、児童生徒を対象とした整列と行進、こちらの指導につきましては延期としておりまして、年度内の開催を目指して現在調整中でございます。

以上でございます。

○山田教育長

これについてはよろしいですか。

(委員から「はい」の発言あり)

○山田教育長

他に何かありませんか。

○教育部長

コロナ関連で状況報告をさせていただきたいと思います。8月27日から緊急事態宣言が北海道にも発令されました。その27日以前につきましては、まん延防止等重点措置ということで、学校関係につきましても部活動・少年団活動において、学校内、若しくは1か所で活動していただきたいということで、教育委員会も各方面に周知をしていたところでございます。

8月27日から緊急事態宣言下で、道教委から学校関係に要請がありました内容につきましては、道教委が言うのは部活動に限ってのことなんですけれども、本町としては部活動イコール少年団活動ということで対応させていただいているところでございます。

部活動については、基本中止です。ただし、全道全国につながる大会については、練習内容等を厳選して行なって下さい。学校長の判断でそれは行なっていたきたいということでもあります。現在、そういうかたちで進めさせていただいております。

本町においては、公共施設を閉めさせていただいております。北海道の特定措置区域以外の一般措置区域でございますから、道立の施設については全て閉鎖されているんですが、町として感染状況等を踏まえて対応していただきたいということで、8月に入りましてから羅臼町で非常に多く感染者が増えておりまして、本町の病院のひっ迫状況も大変な状況になっているということも踏まえまして、羅臼・標津は公共施設閉めます。本町においても、やはり管内的な感染状況を踏まえて、これ以上人流を多くしないという観点で閉めさせていただいております。

その中で、部活動・少年団については、上の大会につながるというところの厳選をした活動で対応させていただいております。12日以降、またどういう状況になって、部活動・少年団についても公共施設を使わせるかどうかについては、改めて検討していきたいと思っております。

実際にコロナ感染の中標津保健所内のデータなんですけれども、中標津保健所内の状況からして8月29日のデータが最も多く、50人の感染者という報告を受けております。そのうち、32名が羅臼の町民でありました。直近でいきますと、9月1日現在では、中標津保健所管内で35人まで減りました。羅臼の町民の方も25人まで減りました。

現在、中標津、別海、根室の1市4町の中で、コロナ病床の数というものが、うちが16床持っています。別海が7床、市立根室病院が19床、実際に35人の感染者のうち、うちは8名、半分ですね、うちの町民はいません。幸いに。自宅療養の方はいるんですけれども、入院までは至っておりません。そんな状況の中で少しずつですが、少し感染者数の数が減ってきている状況であります。

実際に8月に入ってから非常に感染者が出ておりまして、それは新聞報道でも言われているように、帰省、夏休みというようなところで広まってきている要因に挙げられているんですけれども、実際に夏休み期間中に、学生、小中高生が感染した数字なんですけれども、皆さん全てもう退院されているんですけれども、中標津高校で4人、農業高校で1人、小学生で3人、8人の感染者が出ているわけなんですけれども、やはり帰省の友人との接点、あとは家族感染というところが要因であったように聞いております。

また、うちの町民といいますか、住所はここに無いですけれども、外の地域から帰省で帰ってきた方で、10代の高校生が3人感染して入院もしていた

状況もあります。皆さん退院はしている状況ですけれども、100%防ぐことはできない状況ですけれども、やはり段々と、どういう経路で感染してきているかというところを、町民の方も情報を流すことによって、その対応策をしているおかげで、広がっていかないのかなというところも、感じているところでもあります。

学校が始まって1週、2週となってきましたけれども、教育委員会としましても、感染対策を徹底していただくように、学校長をはじめ、保護者の方をお願いをしている状況であります。今のところ、非常に落ち着き始めてきていますので、早く宣言が解除されることを期待しているところでございます。

以上です。

○義盛委員

今回、僕は、まあ僕だけじゃない、皆さんもそうだと思うんですけれども、夏休みが明けた以降の学校生活の中での感染拡大をすごく危惧する。僕らが気にしていたわけですが、まあ幸いになかったという認識でいいですよ。

今後どういうふうにワクチンとか治療薬が開発されるのか分かりませんが、長期の休みの後というのは、これからも気を付けていかなければいけないという認識でいいですよ。

そういった場合、例えば、クラス単位で若しくは学校単位でというような休みということも何か基準とか設けておりますか。

○教育部長

保健所の対応方針といいますか、基本的には陽性者が1人出たら即学級閉鎖。その即というのは1人の陽性者に対する疫学調査、濃厚接触者を割り出す時間がどうしてもかかります。その間、学校に行くのではなくて、まずは一旦拡大を防ぐという観点で学級閉鎖。そして調査結果で、これ以上広がらないということが明らかになって学級閉鎖を解除します。中標津高校において2学期が始まって、1日学級閉鎖をして、翌日には調査結果で拡大の恐れがないという判断で、学級閉鎖を解除されています。

ルールとしては、そういったかたちで進めていき、調査結果が広がらないということが明らかになったら再開する、これが段々調査をしていきながら、広がっていく可能性があれば、学級閉鎖、若しくは学年閉鎖というような段階で進んでいくということで、やり方についてはだいたい確立されてきているかなというように思います。

中標津町においてワクチン接種、高校生・中学生、12歳以上が対象ということでありましたが、12歳以上の誕生日を迎えた者からとなりますので、なかなか抑えきれないというか、通知もその日その日で変わってくるわけですので、中学生・高校生を対象に、直ぐ夏休みに入って2日間を、学生専用の接種日と定めて、3週間後の夏休みの期間中に2回目の接種もするというので、急遽栗山先生、こどもクリニックの先生と町立のドクターの協力をいただきながら、特別な采配をしていただいて、やはり部活で心配だから早く接種をしていただいて、また休み中に接種ができると2学期以降の学校生活が安心して送られるというような、そういったうれしいお言葉もたくさんいただいております。そこは本当に2回目の副反応も含めて、家庭内で十分観察もできるという状況下で、かなり多くの接種ができたというふうに聞いております。そういうことも効果が出ているのかなと思います。今回、羅臼の方々の非常に多くの陽性患者を見ますと、ワクチン接種されていないです。やはり、ワクチン接種をした方の陽性患者がゼロではないですけども、やはり重篤化を防いでいるというようなデータも出ているといったところで、ワクチンの効果があるということで、お知らせをしていきたいというふうに思っております。

○義盛委員

それともう1点いいですか。

結局罹った、陽性になった生徒児童がトータル町内で8名いると、その方々のケアとかは特に問題はなかったですか。クラスの中で浮いてしまうとか、そういった様子はなさそうですか。

○学校教育課長

夏休み期間中だったものですから、その辺の対応というのは問題なく、学校のほうでもその辺のフォローはしていると思いますし、通常の授業のある日の感染ではなかったなので、その辺は問題なかったと思います。

○義盛委員

引き続きそういったところも気を付けてケアしていただけたらなと思いました。

○山田教育長

数字の上で見ると、中標津町で自宅療養になっている人達もワクチンを打っていない人、羅臼町民に関しても、こっちで中等症で入院している人たち

は、ほぼ全てワクチンを打ってない人。ただ、1名だけワクチンを打っていても感染した方はいらっしゃいましたけど、その方はやはり重篤化は免れています。軽症で済んでいます。中標津町自体、中高生の12歳以上が6割程度の接種率。かなりの確率で感染の拡大を防げるのではないかと。一般町民全般で12歳以上で、接種率が1回目、若しくは2回目のあとが85%くらいまでいくのではないかとという試算。集団免疫が出てきそうだなと思っています。ただし、それでも感染しないと言い切れないです。学校現場でもかなりこのまま気を付けながら、簡単にポンポンポンポン休みにしたりオンラインにできる状況ではありませんので。教育はやっぱりオンラインとするのではなく、人と人との対面や関係で成立するものですから、それとコロナの感染防止をうまく両立させていければなというふうに考えています。各係長、そのあたり十分に気を付けて頑張ってくれているので、今後も継続していければと考えております。

あとこの関連でよろしいですか。他に別の案件がありましたら、何かご質問等ありますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○山田教育長

よろしいですか。それでは、これで予定されていた会議日程は終了いたしました。本日は大変お疲れさまでした。